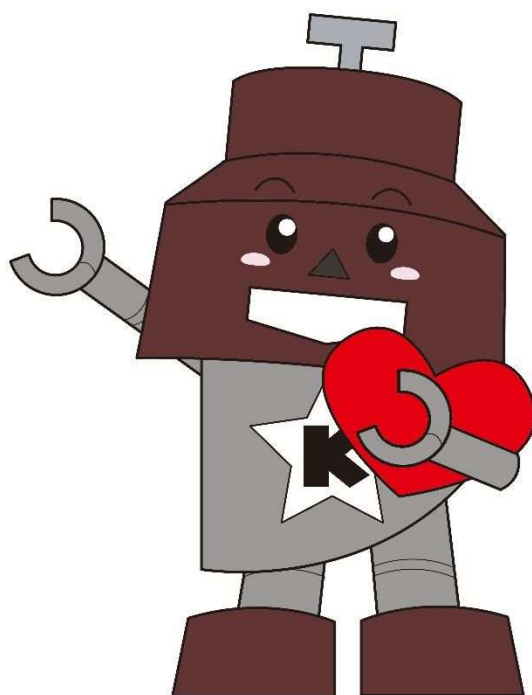


川口市子どもの健やかな成長のための 支援に関する条例（案）

逐条解説資料



川口市マスコット「きゅぼらん」

令和 5 年 月

川口市

1 制定の背景

本市では、現在、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる「本当に住みやすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、子ども・子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでいます。

その一方で、近年は児童虐待の増加や子どもの貧困などが課題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も受け、子どもをめぐる課題は深刻さを増しています。加えて、ヤングケアラーや医療的ケア児に対する支援など、新たな課題にも対応する必要があります。

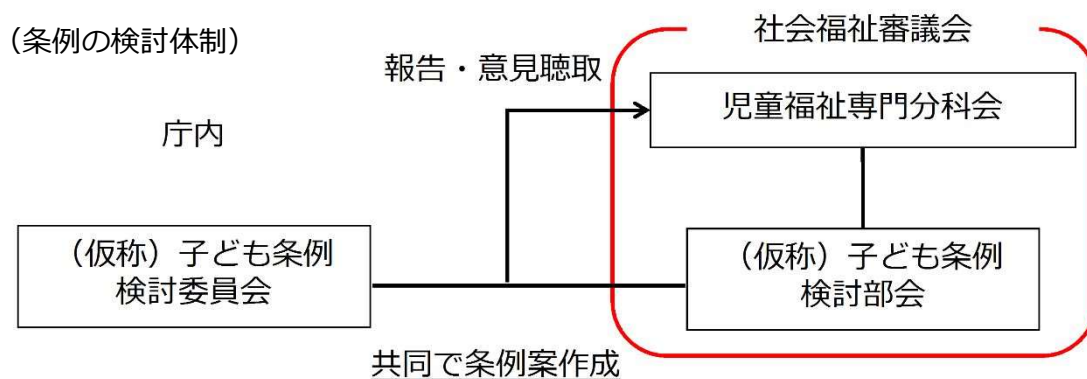
私たちは、未来を担う子どもたちに、豊かな感受性を育み、夢や希望を持ち、自分らしく成長してもらうこと、そして、自分に自信を持ち、困難な社会を主体的に生きる力を身に付けてもらうことができる環境をつくらなければなりません。そのためには、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、第一に子どもの最善の利益を考慮し、保護者や施策の実施に携わるかたと共に、子どもから意見を聞き、それを受け止めた上で子どもに関係する施策を推進していくことが大切であると考えます。

こうした認識のもと、誰一人取り残さず、全ての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すため、この条例を制定するものです。

2 条例の策定までの経緯

この条例を策定するにあたり、庁内に「(仮称)川口市子ども条例検討委員会」を設置し、市長部局と教育委員会とが連携して議論を進めたほか、有識者で構成される「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「(仮称)子ども条例検討部会」において、事務局にて作成した条例原案に関する審議を行い、専門的観点からのご意見をいただきました。

併せて、市内の学校に通う小学5年生、中学2年生、川口市立高等学校の2年生を対象としたアンケート調査を実施したほか、関係者に対する意見聴取を行いました。



(条例策定までの経過) ※令和 5 年 6 月現在

年月日	会議名・議事等
令和 4 年 3 月 28 日	児童福祉専門分科会（令和 3 年度第 2 回） ・ 条例の構成案に関する意見聴取
令和 4 年 5 月 16 日	（仮称）子ども条例検討部会（第 1 回） ・ 条例の構成案、子ども向けアンケートの実施に関する 意見聴取
令和 4 年 6 月 1 日	児童福祉専門分科会（令和 4 年度第 1 回） ・ 条例の構成案、子ども向けアンケートの実施に関する 意見聴取
令和 4 年 7 月 5 日 ～ 令和 4 年 7 月 20 日	子ども向けアンケートを実施
令和 4 年 7 月 12 日	（仮称）子ども条例検討部会（第 2 回） ・ 条例案文等に関する意見聴取
令和 4 年 8 月 （書面開催）	川口市要保護児童対策地域協議会代表者会議にて条例案文等 に関する意見聴取を実施
令和 4 年 9 月 21 日	川口市南平児童センターに対し、現在の子どもの様子や、セン ターの活動状況などに関するヒアリングを実施
令和 4 年 9 月 26 日	（仮称）子ども条例検討部会（第 3 回） ・ 条例案文等に関する意見聴取
令和 4 年 10 月 14 日	児童福祉専門分科会（令和 4 年度第 2 回） ・ 条例案文等に関する検討状況を報告
令和 4 年 11 月 29 日 ～ 令和 4 年 12 月 28 日	パブリック・コメントの実施

※上記のほか、庁内にて「（仮称）川口市子ども条例検討委員会」を 6 回開催

3 条例（案）の内容について

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長のための支援に関し、基本理念を定め、市、保護者、関係施設等及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を総合的に実施するための基本となる事項を定めることにより、全ての子どもの地域における健やかな成長に資することを目的とする。

【説明】

- ・この条例を定める目的が、全ての子どもが健やかに成長できるまちづくりに資することであることを規定しています。
- ・子どもは家庭、学校、地域など様々な環境の中で育ち学ぶことから、関係する主体の責務と役割を明らかにした上で子ども・子育て支援を進めることが必要です。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 18歳未満の者その他その健やかな成長のための支援を行う必要があると認められる者をいう。
- （2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- （3）子ども・子育て支援 子ども及び保護者に対する支援を行うものが実施する子どもの健やかな成長のための支援をいう。
- （4）関係施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園その他の子どもに対する教育又は保育の提供その他の支援を行う施設、事業者、団体等をいう。
- （5）市民 市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者又は市内で活動するものをいう。

【説明】

- ・「子ども」及び「保護者」は、児童福祉法で定められている定義に合わせて定めています。
- ・「関係施設等」は、保育所や学校のほか、児童センター、放課後児童クラブ、地域で子どもの育ちを応援する団体など、子どもが関わる施設等を広く含みます。
- ・「市民」は、大人を含めた市民だけでなく、法人等を含めるものとして定めています。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長のための支援は、児童福祉法第1条に規定する児童の権利に即し、全ての子どもに地域における適切な養育環境が等しく確保されることを旨として、その充実が図られなければならない。

【説明】

- ・児童福祉法第1条では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定められています。
- ・この条では、この条例の基本理念が、児童の権利に関する条約を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長できる環境を作ることであることを規定しています。

解説 児童の権利に関する条約とは

「児童の権利に関する条約」は、子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約で、1989年（平成元年）の国連総会において採択され、1990年（平成2年）に発効しました。日本は1994年（平成6年）に批准しました。

条約の中では、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

条約において、子どもの権利は大きく分けて次の4つがあると言われています。

①生きる権利

全ての子どもには、安全な環境のもとで、安心して生きる権利があります。

②育つ権利

全ての子どもには、自分の考えを持ち、教育、スポーツ、遊びなどの活動を通じて自分らしく育つ権利があります。

③守られる権利

全ての子どもには、あらゆる差別、虐待、暴力、搾取、有害な労働などから守られる権利があります。

④参加する権利

全ての子どもには、成長の段階に応じ、自分の意見を表明することなどを通じて、自分に関係する施策の決定などに参加する権利があります。

(市等の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、関係施設等及び市民がそれぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、それらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

3 市、保護者、関係施設等及び市民（以下「市等」という。）は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害及び子どもの健全な成長を著しく阻害する情報等から守り、子どもが安心して生活することができる地域環境を整えるものとする。

4 市等は、関係機関と連携し、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動（第8条第5号において「児童虐待等」という。）の予防及び早期発見に取り組むものとする。

5 市等は、それぞれの責務及び役割を果たすことができるよう、相互に連携及び協力をするものとする。

【説明】

- ・第1項では、市が保護者とともに子ども・子育てに関する重要な責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援の司令塔として施策を実施することを規定しています。なお、「市」とは、市長部局だけではなく、教育委員会を含めた市役所の全ての部署を指します。
- ・第2項では、市が子ども・子育て支援に関わるかた同士が連携してそれぞれの役割を果たすことができるよう、関係施設等の職員を含む関係者に対して必要な支援を行うことを規定しています。
- ・第3項では、市、保護者、関係施設等及び市民の共通の責務として、子どもが犯罪や交通事故、有害環境から守られ、安全に成長できる環境づくりに取り組むことを規定しています。なお、子どもが犯罪から守られることには、子どもが犯罪の加害者にならないようにすることも含まれます。
- ・第4項では、児童虐待、いじめ、体罰その他の子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動が子どもの権利の侵害にあたるものと認識し、市等の共通の責務として、こうした行為の予防及び早期発見に取り組むことを規定しています。なお、子どもの健やかな成長に有害な影響を及ぼす言動には、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家庭のかたち、性的指向及び性自認等を理由とした差別も含まれます。
- ・第5項では、市等が互いに連携し、協力して子ども・子育て支援を推進することを規定しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもの健やかな成長に資するよう、家庭における養育環境を整えるものとする。

【説明】

- ・保護者が子育てについて最も重要な役割を担う存在であり、子どもにとって良い家庭環境を作り出し、子どもの健やかな成長を支える役割を持つことを規定しています。

(関係施設等の役割)

第6条 関係施設等は、子どもがその能力を最大限に伸ばすことができるよう、その成長及び発達の段階に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行うものとする。

【説明】

- ・関係施設等の関係者には、一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもの主体性を尊重した支援を行う役割がある旨を規定しています。
- ・関係施設等の関係者が行う支援には、子どもへの支援だけでなく、子育てを担う保護者に対する支援も含まれます。
- ・関係施設等の関係者には、施設等の設置者や職員だけでなく、清掃や調理等のために出入りする委託業者の職員など、施設等の運営に関係するかたを広く含みます。また、市内で活動する青少年団体の関係者や子ども・子育てに関係するボランティアも含まれます。

(市民の役割)

第7条 市民は、その地域において、子ども及び保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力するものとする。

【説明】

- ・市民には、地域における子どもや保護者の見守りを行うことなどを通じて、子ども・子育て支援に関する取組に協力する役割があることを規定しています。
- ・市民が「子ども・子育て支援に関する市等の取組に協力する」ことには、雇用主等が仕事と子育ての両立に関する必要な支援を行うことも含まれます。

第2章 子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援の基本事項)

第8条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本として実施されるものでなければならない。

【説明】

- ・この条では、第3条で規定した基本理念を実現するために、子ども・子育て支援に関わるかたが共通して持つべき考え方を規定しています。

(1) 市民が安心して子どもを産み、又は育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じて切れ目なく行われるものであること。

【説明】

- ・子どもを安心して産み育てられるようにするためには、妊娠や出産及びその後の子どもの成長段階や状況に応じた必要な支援を行い、子育てへの不安を軽減し、子育てを楽しめる環境を作ることが大切です。
- ・この号では、子ども・子育て支援が状況に応じて切れ目なく行われることを規定しています。

市の施策 子育て世代包括支援センターにおける支援 など

(2) 子どもが自らの選択に応じ、学習、遊びその他の多様な経験をすることができるものであること。

【説明】

- ・子どもが大人に成長する過程において、自立的に生きる基礎を培うことはとても大切です。そのためには、子どもの成長を支え、後押しするための環境づくりが必要です。
- ・また、勉強や友達との遊びなど、自分がやりたいことに取り組むことは重要です。通常大人が担うような家事や祖父母・弟妹の世話、家庭の経済状況などによりその時間が十分に確保できない子どもに対しては、必要な支援を行う必要があります。
- ・この号では、子どもが「自ら育つ」ことができる環境を整え、子どもの育ちと未来を応援することを規定しています。

市の施策 子どもが遊べる場や子どもが安心して過ごすことができる場の充実、ヤングケアラーへの支援、子どもの貧困対策 など

（３）子ども及び保護者の家庭環境及び生活環境に応じて行われ、子どもが健やかに成長することができる養育環境を適切に整備するものであること。

【説明】

- ・家庭や生活の状況によっては、子どもだけでなく保護者や家庭全体に対する支援も行わなければ、子どもが適切な育児、子育てを受けることができず、健やかに成長することができない場合があります。
- ・子ども向けアンケートの結果では、自宅が安心できる場所になっていない場合には、子どもが「自分のことを好きでない」と感じる傾向にあります。また、小学生については、悩みごとを母親に相談する割合が高くなっています。
- ・この号では、子育てなどに関する課題を抱える家庭に対する支援を行うことを規定しています。

市の施策 養育支援訪問事業、家事援助 など

（４）子どもの成長及び発達の段階並びに特性その他その置かれている状況に応じて行われるものであること。

【説明】

- ・障害のある子ども、発達に特性のある子ども、日本語の習得が十分でない子ども、孤立状態にある子ども、児童虐待等に起因する被害を受けた子どもなど、状況によっては、健やかに成長するために必要な配慮等を行う必要がある子どももいます。
- ・この号では、全ての子どもが健やかに成長できるよう、配慮等が必要な子どもに対しては、その状況に応じた必要な配慮等を行うことを規定しています。

市の施策 医療的ケア児への支援や発達支援の充実、日本語教室の開催、不登校状態にある子どもへの支援 など

(5) 支援が必要と認められる子ども及び保護者に対して必要な子ども・子育て支援が行われるよう、当該子ども及び保護者並びに関係機関に適切に働きかけるものであること。

【説明】

- ・保護者は、子育てなどで困った時には周囲に協力を求めることができます。子どもも、困りごとがあれば自ら周囲に協力を求めることができます。しかし、困りごとがあっても周囲に協力を求めることが難しい場合もあります。
- ・この号では、自ら支援を求めることが難しいかたも含め、支援が必要なかたが必要な支援を受けることができるよう、関係機関が適切に関わりを持つことを規定しています。

第3章 施策の推進等

(子ども・子育て支援に関する施策の推進)

第9条 市は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する本市におけるこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）についての計画を、当該こども施策と子ども・子育て支援に関する施策とが一体となって推進されるように作成しなければならない。

2 子ども・子育て支援に関する施策は、前項の計画及び子ども・子育て支援に関する法令等と相互に連携し、総合的かつ継続的に推進されるものでなければならない。

【説明】

- ・第1項では、子どもに関係する施策を効率的かつ効果的に進めるため、市がこども基本法に基づく市町村こども計画を作成する場合には、この条例で定める子ども・子育て支援に関する施策を含めて一体的な推進が図られるように作成することを規定しています。
- ・第2項では、第1項の計画と他の法令や計画などを組み合わせて総合的かつ継続的に子ども・子育て支援に関する施策を行うことを規定しています。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子ども・子育て支援の充実を図るため、子どもに関する相談に総合的に応ずることができる体制の整備を行うものとする。

2 市は、子どもからの相談に直接応ずることができる体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・第1項では、市が子育てなど、子どもに関する保護者等からの相談に総合的に応ずる窓口等の整備を行うことを規定しています。

市の施策 子育てや母子保健に関する相談を広く受ける窓口の設置 など

- ・第2項では、市が子どもからの相談に直接対応するための体制の充実に取り組むことを規定しています。

市の施策 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ相談窓口の設置 など

(子ども等の意見の反映)

第11条 市は、第9条第1項の計画の策定に当たっては、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の実施に当たっては、その施策の内容に応じ、子ども及び保護者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもは年齢や発達段階に応じ、市民の一人として自由に意見を表明することができます。また、子どもに関する施策を推進する際には、第一に子どもの最善の利益が考慮されなければなりません。
- ・子ども向けアンケートの結果によると、家族等の大人に自分の考えを伝えている子どもは、将来の夢や目標を持つ割合が高い傾向にあります。
- ・こうした観点から、市が第9条第1項の計画を新たに定める際には、子どもの意見を反映することを規定しています。
- ・そのほか、子ども・子育て支援に係る施策の推進にあたり、施策の内容に応じて子ども、保護者、市民、保育所等、子どもに関する専門家、その他子育てに係るかたの意見を反映することを規定しています。

(啓発活動)

第12条 市は、子ども・子育て支援に関する市民の理解及び関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【説明】

- ・市が、市民に子ども・子育て支援に関する事業等について広く知ってもらい、関心と理解を深めてもらう取り組みを行うことを規定しています。

(財政上の措置等)

第13条 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置及び人材の確保のための措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・市が子ども・子育て支援に必要な予算や人材を確保することを規定しています。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

- ・この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。